平成２４年（フ）第３０８号
秋田市手形字大沢184番地３
破産者　藤垣　武雄
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２号
秋田県横手市赤坂字赤坂42番地
破産者　鎌田　裕子
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２２２号
千葉県旭市泉川1148番地
破産者　林　　榮一
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２７１号
横浜市港北区新吉田東８丁目14番５号
破産者　斎藤　洋男
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７９１号
神奈川県海老名市柏ケ谷1122番地の１　210
破産者　石田キソ子
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５６号
金沢市無量寺第２区画整理地11街区５リッツ101号室、開始決定時の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台４丁目41番地
破産者　小林健二郎
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３号
静岡県富士宮市富士見ケ丘710番地　メゾン富士見Ａ棟102、前住所静岡県富士宮市万野原新田2990番地の３
破産者　小泉　藤雄
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２７号
静岡県富士市吉原２丁目10番12―705号　ウィスティリア吉原本町、前住所静岡県袋井市梅山20番地
破産者　ＫＨＭプロモーションこと　岡本　浩樹
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２５６号
静岡県富士市錦町１丁目10―11　プラザ錦町206、前住所静岡県富士市新橋町10番１号　新橋寮南331号
破産者　松永　満俊
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２６２号
静岡県富士市松岡351番地の３、前住所静岡県富士市松岡247番地の５
破産者　長倉　欣吾
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２６３号
静岡県富士市松岡351番地の３、前住所静岡県富士市松岡247番地の５
破産者　長倉　主計
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２６４号
静岡県富士市松岡950番地の３、前住所静岡県富士市松岡247番地の５
破産者　長倉　史典
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４９９号
静岡県浜松市中区富塚町600番地の146
破産者　川端　　力
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
静岡県袋井市久能2083番地の19、住民票上の住所静岡県袋井市方丈四丁目１番地の１
破産者　桑野　佳江
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６１６号
静岡県浜松市南区高塚町432番地
破産者　篠ケ瀬智康
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
愛知県大府市長草町前屋敷51番地の１　グレイスヒルズ101号
破産者　森川　健二
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３１５号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字永福寺20番地１
破産者　髙力　　章
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
愛媛県松山市枝松６丁目５番25号　第87杉フラット602号、開始決定時の住所愛媛県松山市枝松６丁目12番11号　今井マンション302号
破産者　中川　浩二
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２９号
愛媛県松山市福角町1575番地１　ラグジュアリーマンション103号
破産者　西森あゆみ
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部